

公告

長野県知事、長野県教育委員会及び長野県公安委員会から、平成27年度行政監査の結果に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

平成28年12月5日

長野県監査委員 田 口 敏 子
 同 西 沢 利 雄
 同 西 沢 昭 子
 同 鈴 木 清

監査委員の意見	意見に対する方針	部局名
<p>(1) AED設置等に関する統一した基本方針について</p> <p>AEDの設置方針について</p> <p>各部局に確認したところ、全庁的に統一した基準はないとのことであり、設置するかどうかの判断はそれぞれの機関に委ねられているとのことでした。</p> <p>また、AEDを設置していない機関では、設置していない主な理由として、一般来訪者がほとんどいない事務所又は小規模事務所であることを挙げていました。</p> <p>しかしながら、県民等や職員の緊急時への対応という観点から、AEDという人命救助の一端を担う機器の設置について基本となる方針がないということには疑問があります。</p> <p>厚生労働省では、一般財団法人日本救急医療財団が効果的かつ効率的な設置に向けた指針として取りまとめた「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドライン」を平成25年9月27日付けで公表し、その中で「AEDの設置が求められる施設」が例示され</p>	<p>危機管理部の現地機関については、ガイドラインに提示された施設の例に基づき、所属職員の救急能力及び装備機材の状況を考慮してAEDの設置等を行うものとします。</p>	<p>危機管理部</p>
	<p>松本空港管理事務所については、「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドライン」に基づき、設置が必要な施設として整理するとともに、今後はこの基本方針に基づき、適正な設置及び管理に努めてまいります(機器は平成21年に設置済)。</p>	<p>企画振興部</p>
	<p>東京事務所では、入居する都道府県会館においてAEDを設置し、及び管理しております。</p> <p>財産活用課では、県庁舎に1台及び合同庁舎に1台ずつ設置しています。今後とも効果的かつ適切な設置に努めます。</p> <p>短期大学及び短期大学附属幼稚園に各1台ずつ設置していますが、今後とも効果的かつ適切な設置に努めてまいります。</p>	<p>総務部</p>
	<p>県民文化部では、所管する全単独現地機関(施設)に設置することとしています。未設置の南信消費生活センター及び女性相談センターについては平成28年度に導入を予定しており、これにより所管する全ての単独現地機関(施設)において設置が完了します。</p>	<p>県民文化部</p>
	<p>健康福祉部では、20の現地機関(指定管理者による管理を行っている機関を除く。)のうち、3つの食肉衛生検査所においてAEDが未設置となっている状況です。</p> <p>平成28年8月に、「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドライン」等を基に、県有施設におけるAEDの配置及び維持管理に関する基本方針を策定し、今後はこの基本方針に基づき、適正な設置等に努めてまいります。</p>	<p>健康福祉部</p>
	<p>これまで、環境部におけるAED設置基準が明確でなかったことから、環境部AED設置方針を定めました。</p> <p>本設置方針に基づき、設置が必要な未設置機関については、設置を進めます。</p>	<p>環境部</p>
	<p>産業労働部では、「自動対外式除細動器(AED)の適正配置に関</p>	<p>産業労働部</p>

<p>ています。これを参考として所管する機関に設置しているという方針をとっている部局がありました。また、小規模事務所等でAED未設置の機関の中には、近隣のAEDを設置している公共施設等の機器を緊急時に利用する方針としている機関もありました。</p>	<p>するガイドライン」(平成25年9月27日厚生労働省公表)で示されている「AEDの設置が推奨される施設、および有益と考えられる施設の具体例」を参考とし、設置推奨規模に満たない現地機関にはAEDを設置しておりません。</p> <p>しかしながら、人命救助の一端を担い緊急時への迅速な対応という観点から、今後、予算要求をするなどし、産業労働部の全ての単独現地機関(建物管理者の異なる機関を除く。)に計画的にAEDを配置してまいります。</p>	
<p>AEDの設置等については、全庁的に定めた基本方針に基づき実施することが望ましいと考えます。それに向けて、まずは、現地機関の実情を踏まえて、部局ごとに、設置等に関する方針を定めてください。そのうえで、未設置の機関については、設置等の可否を検討してください。</p>	<p>観光部では、「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドライン」の「AED設置施設の具体例」に基づき、4施設全てにAEDを設置する方針とします(建物管理者が設置している場合を含む。)</p>	観光部
<p>(本庁機関共通)</p>	<p>農政部に勤務する職員の緊急時の対応の観点から、今後全ての単独現地機関にAEDを設置することを目指し、来年度以降、予算の確保について検討します。</p>	農政部
<p>(本庁機関共通)</p>	<p>林務部所管の3施設は、いずれも一般の来場者がいることから、緊急時の応急手当体制の整備について重要性が高い施設であると認識しています。</p> <p>既に、全ての施設でAEDを設置していることから、今後も引き続きAEDによる応急手当体制を確保していくことを方針とします。</p>	林務部
<p>(本庁機関共通)</p>	<p>建設部の単独現地事務所は、職員数が数十名程度であり来庁者も少ない小規模な事務所であること、また、隣接する公共施設等にAEDが設置されていることから、施設見学者などの来客者の多い一部の事務所や公園施設を除き、従来AEDは設置してきませんでした。</p> <p>しかしながら、都市部の事務所は比較的人口の集中している地域にあること、山間部にある事務所は医療機関から離れており救命救急の観点で条件不利であること、近年県管理ダムでは見学者が増加傾向にあることなどから、当部が管理するAED未設置の事務所にはAEDを設置することとし、予算措置したところ です。</p>	建設部
<p>(本庁機関共通)</p>	<p>企業局では、現地機関の4庁舎全てにAEDを設置しており、平成24年度に一斉に導入しました。</p> <p>基本方針につきましては、「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドライン」を参考に、平成28年3月に「企業局現地機関におけるAEDの配置及び維持管理に関する基本方針」を策定しました。今後はこの基本方針に基づき、適正な配置に努めてまいります。</p>	企業局

	<p>教育委員会では、現在、県立学校をはじめ、所管する全ての現地機関においてAEDを設置しています。</p> <p>今後も、緊急時に備え所管する全機関において機器の設置を継続してまいります。</p>	教育委員会
	<p>警察施設のAED設置状況については、全警察署の22署、運転免許センター等の現地機関7カ所を合わせて29カ所に設置しています。</p> <p>県警の設置に関する基本方針は、一般財団法人日本救急医療財団が示す「自動体外式除細動器(AED)の適正配置に関するガイドライン」に基づき、人口密集地として必要な警察施設(警察本部施設、警察署及び交番)に設置したいと考えます。</p> <p>また、AEDの設置は、警察署や運転免許センターなどの警察施設として、県民が日頃来訪する施設であり、特に緊急時には、事件及び事故にかかわらず、救急の場合などの対応も求められることから、人命救助の必要性のため不可欠であり、実際に警察署での使用事例もあります。</p> <p>しかしながら、現在の整備状況を見ると、県全体としてAED設置方針に統一した基準が定められていないため、県費予算で整備されているのが、運転免許センター2カ所のみであり、その他は警察独自に必要性を判断し、寄付を活用して整備しているところです。</p> <p>今後、既存の機器が更新の時期を迎える中で、寄付による事業の継続は困難な状況にあります。</p> <p>一方、AEDの県有施設への整備の必要性が認められることから、県機関の中で、主導的役割を果たす部局を決めた上で、県全体のAED設置基準を定めていただき、継続した整備及び更新をしていく必要があると考えます。</p> <p>この他、行政監査の結果として、警察機関で未設置と公表された高速道路交通警察隊については、東日本高速道路株式会社(ネクスコ)の事務所に入庁しており、庁内にはAEDを所有しているネクスコ関連会社があり、来訪者が僅少との理由から設置をしていませんでしたが、夜間の緊急事態に対処できないなどの理由から、今後必要な整備をしていくこととします。</p>	公安委員会 警察本部
<p>(2) AED調達方法について</p> <p>AEDを調達する機関、リース及び購入の別、購入等価格の違いについて確認したところ、現状では、それぞれ次のような状況でした。</p> <p>AEDの調達は、本体については、本庁において所管する</p>	<p>調達に関して一括して行うとされた場合には、積極的に対応するものとします。</p> <p>AEDの更新にあたっては、経費の削減を図るため、他部局との一括購入を検討してまいります。</p> <p>更新等によりAEDを調達する場合は、トータルコストを踏まえた購入方法の検討を十分に行い、経済的かつ効率的に調達できるよう努めます。(財産活用課)</p> <p>AEDの故障等により更新する必要がある場合には、トータルコス</p>	危機管理部 企画振興部 総務部

<p>現地機関の分を一括して調達している例と、AEDを設置及び管理する機関において自ら調達している例がそれぞれ見受けられました。</p> <p>また、本体以外のバッテリーや電極パッドについては、ほとんどがAEDを設置・管理する機関において調達していました。</p> <p>調達は、購入が中心であり、リースはほとんどありませんが、指定管理者により設置される機関は指定管理者の判断によるものとしていました。</p> <p>購入価格は、購入数の違いや公募型見積合わせなど購入手続きの違いにより変動しており、予定価格は、財務規則に基づき、購入する物品の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間等を考慮して公正に決定するとしており、具体的には、参考見積価格、業者聞取り、カタログ記載価格及び過去の入札価格を参考に設定しているというものでした。</p> <p>以前は、県庁における一括購入でも1台当たり25万円前後と高価でしたが、平成26年度に高校教育課で22台分の一括購入を行ったところ、備品となる金額10万円を下回る金額で購入していました。購入機種は、フィリップス製で、入札を実施した結果、1台約73,000円の実績がありました。消耗品を含めたトータルコストを考えても、一</p>	<p>トを踏まえた購入方法等の検討を十分行い、経済的かつ効率的に調達できるよう努めます。(県立大学設立準備課)</p>	
	<p>当部では、平成27年度に5現地機関(施設)においてAEDの更新を行いました。その際、教育委員会及び産業労働部と共同で一括購入を行い、スケールメリットを活かした調達ができたと考えます。</p> <p>平成28年度も、新規導入する2現地機関と、更新対象となる6現地機関(施設)の計8現地機関(施設)において導入を予定しており、平成27年度と同様に他部局との共同で一括購入することを検討しています。</p>	県民文化部
	<p>調達については、より安価で効率のよい方法となるよう、現在、他部局や調達担当課と共同で一括購入できる仕組みづくりを検討しているところです。</p>	健康福祉部
	<p>AEDの調達に当たっては、購入及びリース共に、その時点で最適な方法により更新等してまいります。</p> <p>なお、AEDを配備する施設の特性(高標高地、寒冷地及び携行頻度の多さ)により、バッテリー、電極パッド等の消耗品の交換も含めたトータルコストを考慮した上で、リース方式を採用している事例もあります。</p>	環境部
	<p>平成27年度は、教育委員会の発注に併せて当部現地機関のAEDを調達し、結果、単独に比べ安価で調達できたと思料されます。</p> <p>今後は、例えば県全体の必要数を一括して入札するなどの方法を、調達担当課等へ提案してまいります。</p>	産業労働部
	<p>今後現有機器を更新する際は、トータルコストを勘案するとともに、全庁的な一括購入がされる場合はその機会を捉えて導入することを検討します。</p>	観光部
	<p>一括購入が実施される場合には積極的に活用するなど、コスト削減に向けた調達を実施します。</p>	農政部
	<p>AEDの調達方法についての全庁的な方針が策定された際には、スケールメリットを活かせる効率的な方法により調達してまいります。</p> <p>部内の複数の施設に設置することから、経済的かつ効率的に調達できるよう、本庁(建設政策課)で一括調達することとしました。</p> <p>また、部局を超えた一括購入が可能となり、購入時期が一致する場合には、一括購入で調達することにより、経費の削減を図ってまいります。</p> <p>AED導入の際は、使用場所の条件及び機種の耐用年数等を精査し、機種選定について検討してまいります。</p> <p>また、消耗品の交換などメンテナンス費用や機器の更新費用を含めたトータルコスト並びに予算状況などを考慮し、購入・リースの検討をしてまいります。</p>	建設部

<p>一括購入により安価に購入できるようになってきています。</p> <p>これらを踏まえると、AEDを調達する場合には、少ない数量をそれぞれの機関が別々に調達するよりも、集約し、一括して多くの数量を調達する方が、経済的かつ効率的に調達でき有効と考えられます。部局を超えて全庁的に一括購入できるよう、調達方法の改善を検討してください。</p> <p>また、リースを行っているものが10数件見受けられました。が、主なものは、初めに年間7万円から8万円で5年間リースを行い、6年目以降は10分の1程度の金額で再リースしていました。このように、購入とリースを比較した場合、機器導入の際の更新費用も含めたトータルコストはほぼ同程度になってきていると言えますので、調達に際しては、耐用年数内におけるバッテリー、電極パッド等の消耗品の交換も含めたトータルコストを考慮し、機種選定の段階から十分に比較検討した上で調達してください。</p> <p>(本庁機関共通)</p>	<p>調達については、経営推進課で一括購入しています。</p> <p>なお、全庁的に一括購入を行う仕組みが構築されれば、参加することも含め検討してまいります。</p>	企業局
	<p>AEDの調達について、教育委員会では、設置台数の多い高校教育課でとりまとめて発注しているところです。</p> <p>今後、より経済的及び効率的な調達方法について知事部局と連携して検討してまいります。</p>	教育委員会
	<p>警察としては、県全体でAED設置基準を定めることを主導する部局を決めた上で、AED設置を推進していくことが必要であると考えていますので、調達方法等に関しても、主導する部局での集中調達により、取得した物品を各部局へ貸し出す手続きによること、その後の更新及び後年度の負担などを考え合わせると効率的かつ経済的な方法と考えます。</p>	公安委員会 警察本部
<p>(3) 機器等の更新について</p> <p>今回の監査で、本体、バッテリー及び電極パッドのそれぞれで、耐用年数(メーカーの保証期間)を超えて使用しているものが数多く見受けられ、そのうち、本体で、耐用年数を超えても更新が行われていないもの</p>	<p>設置されたAED機器については、予算の状況を考慮しながら、計画的な機器更新に努めていきます。</p>	危機管理部
	<p>電極パッド及びバッテリー等の消耗品については、耐用年数(使用期限及び交換時期)が到来した時点で交換を実施しています。</p> <p>また、本体については、厚生労働省の通知に基づき点検を実施したところ、更新が必要と判断されたため、予算措置を行ったところです。</p> <p>今後は、AED本体及び消耗品を適正な時期に更新及び交換するなど適正な管理に努めてまいります。</p>	企画振興部

<p>が、全体の37.5%ありました。多くの機関では保証期間の満了までに更新することが適当であると考えており、特別支援学校のようにメーカーの保証期間をもとに更新計画を作成している機関もありましたが、保証期間が経過しても、販売元に確認し修理すれば使用可能であるとして、更新の予定がないとしている機関もありました。</p> <p>厚生労働省では、平成21年4月16日付けで都道府県に対して、「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」通知し、さらに、平成25年9月27日付けで再度AEDの適切な管理の徹底を呼び掛けており、これらの通知は健康福祉部から各部局へ通知されています。各部局においては、本通知を念頭において、各財産管理者が点検等を行い、適切な管理に努めるよう所管する機関を指導していくとともに、緊急時に使用できない事態が生じないように、AED本体及び消耗品の更新について、基本的な方針を定めておくことが必要であると考えます。</p> <p>AEDは、耐用年数を超えればすぐに使えなくなるものではありませんが、この医療機器の性質上、常に使用できる状態にしておくことが必要です。予算的な課題もあるかと思いますが、基本的な方針を定めた上で、それに基づいて、計画的な機器の更新に努めてください。</p>	<p>AEDの更新及び消耗品等の交換は、耐用年数、機器の状態及び有効期限等を考慮して随時実施しているところです。</p> <p>引き続き、適切な管理及び計画的な機器等の更新に努めてまいります。(財産活用課)</p> <p>AEDの更新及び消耗品等の交換は、耐用年数や有効期限を考慮して随時行っているところです。</p> <p>日常点検や消耗品等の交換を引き続き実施し、今後も適切な管理に努めてまいります。(県立大学設立準備課)</p>	総務部
	<p>今後は厚生労働省通知を再度現地機関(施設)に周知し、適切な管理を徹底するとともに、耐用年数を基本として、本体及び消耗品の計画的な更新を図ってまいります。</p>	県民文化部
	<p>機器等の更新にあたっては、平成26年度に健康福祉部の更新方針を定め、部内での優先順位により複数年かけて更新していくこととしましたが、平成28年8月に策定した基本方針へも更新について明記したところであり、適切な時期に更新できるよう予算確保に努めてまいります。</p>	健康福祉部
	<p>AED本体、バッテリー及び電極パッドの更新に当たっては、耐用年数を超えないよう各機関において更新計画を作成するよう、環境部AED設置方針の中でも定め、適切な管理に努めてまいります。</p>	環境部
	<p>人命救助の一端を担い緊急時への迅速な対応という観点から、各財産管理者に対し、厚生労働省からの通知に基づき、適切な点検及び管理に努めるよう指導してまいります。</p> <p>また、AED本体及び消耗品の更新を交換時期に実施できるよう予算額の確保に努めてまいります。</p>	産業労働部
	<p>機器等の更新及び点検等については厚生労働省からの通知に基づいて実施し、常に使用できる状態を保つため、適切な管理に努めてまいります。</p>	観光部
	<p>現在、農政部において設置しているAEDは耐用年数を超えているものはありませんが、今後も点検等適正なメンテナンスに努めるとともに、計画的な更新に努めます。</p>	農政部
	<p>AED本体については、耐用年数を基本として、各部局の今後の対応との整合を図りつつ更新します。</p> <p>また、消耗品の更新については、部内において統一的な方針を定めます。</p>	林務部
	<p>電極パッド及びバッテリーの交換については、耐用年数(使用期限及び交換時期)が到来した時点で交換していくとともに、本体については、耐用年数を考慮したリース期間の設定又は購入時期の検討してまいります。</p> <p>AEDの管理に際しては、厚生労働省からの通知に基づく点検担当</p>	建設部

(本庁機関共通)	者による日常点検を実施するなど、適正な管理に努めてまいります。	
	<p>機器等の更新にあたっては、平成24年度に新規購入後、消耗品であるパッドを使用期限までに交換を行い、またバッテリーについても更新対象年度である今年度予算措置を行っており、更新する予定です。</p> <p>なお、基本方針に更新についても明記し、今後も本体と付属品の適切な更新に努めてまいります。</p>	企業局
	<p>機器等の管理については、設置台数の多い高等学校はもとより、全ての現地機関において常に使用できる状態を維持し、適切に管理するよう、周知徹底を図ってまいります。</p> <p>機器の更新については、知事部局と連携して計画的に実施してまいります。</p>	教育委員会
	<p>現状のバッテリー及び電極パッドなどの消耗品については、AED(財産)を管理する警察で整備していくこととしますが、今後平成30年度から始まる本体の更新については、前記(2)に記載のとおり、県下全体としてAED設置基準を定めることを主導する部局による計画的整備が好ましいと考えます。</p> <p>AEDを設置する警察機関として、引き続き、適切な点検及び管理に努め、有事に的確に使用ができるよう取扱いの習熟訓練に努めていきます。</p>	公安委員会 警察本部

監査委員事務局